



8月24日 東地申18号

## 「労使間の取扱いに関する協約」に基づく組合掲示板の 早期設置を求める申し入れを行う！

JR東日本輸送サービス労働組合は、2月10日に申1号「労使対等・信義誠実の原則に基づき、JR東日本輸送サービス労働組合員の労働条件の向上を求める申し入れ」を行い、5月15日に議事録確認及び「労使間の取扱いに関する協約」を含めた各協約・協定を締結しました。

そして、**労使間における信義誠実の原則と労働協約を遵守し、相互に権利を尊重するという「労使間の取扱いに関する協約」に基づき、各職場において組合掲示板の設置について議論を行ってきました。**

## 多くの職場では掲示板が設置されているにも関わらず **綾瀬運輸区、池袋運輸区、五反田駅では未だに組合掲示板が設置できません！**

上記の3職場では人目に付かない箇所しか示されていないばかりか、組合側からは希望する箇所だけでなく対案を示すも、**現場長からは会社が指定した箇所以外はないという回答に終始し、その根拠や対案すら示されません！**

東京地本は労働協約第63条に謳われている「**組合活動に必要な宣伝、報道、告知が行える箇所への設置**」を職場で求めているだけです。しかし、**対案すら示さない姿勢は労働協約を遵守し、誠実に義務を履行するという協約の趣旨に反する事から認められません。**

私たちは、会社内における当たり前前の活動が職場で保障されなければ組合員への不利益と繋がることはもとより「労使間の取扱いに関する協約」の趣旨から逸脱していると指摘せざるを得ません。よって、以下の申し入れを行いました。

**1. 「労使間の取扱いに関する協約」に基づき、  
組合掲示板の設置を求めている職場において  
早急に組合掲示板の設置を行うこと。**